



民生委員・児童委員 主任児童委員

皆さんが住み慣れた地域で安全に、安心して生活が送れるように
さまざまな活動を行っています。お気軽にご相談ください。

●民生委員・児童委員とは

高齢者の訪問・見守り活動や、援助を必要とする人の地域住民の身近な相談相手として相談に応じ、関係機関と連携しながら、適切な福祉サービスにつなげます。

民生委員は、児童委員を兼ねており、子どもや子育てに関する相談活動など幅広い活動を行っています。

●主任児童委員とは

地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとの相談・支援等を行います。児童に関することを専門に担当し、児童虐待の防止や学校と連携した支援など子どもや子育てに関する相談援助をします。

民生委員・児童委員、主任児童委員は、無報酬、ボランティアの非常勤地方公務員です。

朝倉市民生委員児童委員協議会事務局
(朝倉市福祉事務所)
問い合わせ先：0946-28-7553

★どういう相談ができるの？

福祉に関すること



福祉サービス（家族の介護、障がい者支援）などの紹介

子育てに関すること



妊娠時の不安や、育児・子育て、学校生活などの悩みなど

生活・健康に関すること



健康・医療、生活保護・生活困窮に関する相談など

★相談内容は秘密にしてもらえるの？

民生委員・児童委員、主任児童委員には、守秘義務があります。個別の相談や活動で知りえた秘密は守られます。この義務は、民生委員・児童委員、主任児童委員退任後にも及びます。(民生委員法第15条)

●次のような支援は、 民生委員・児童委員、主任児童委員はできません。

- ・経済的支援
(お金を貸す、食事を提供する、契約の保証人になるなど)
- ・継続した日常的活動の代行（買い物、ゴミ捨て、送迎など)
- ・利害得失や係争等に係ること
※直接的な支援を行うことはできませんが
関係機関などへ繋ぐ支援をします。